

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

1. Aはモーターの製造販売を業とする会社である。平成25年2月1日、Bの製造するモーター部品製造機械MK112(以下「MK112」という。)、1台を150万円で購入する旨の契約を締結した。Aは、契約締結日に手付金として50万円を支払い、残金はMK112の引渡しを受ける時に支払うものと約定した。売買契約書には、「Aに債務不履行があったときは、違約金として、Bにおいて手付を没収し、Bに債務不履行があったときは、Bは、Aに手付の倍額を償還する」との記載があった。また、MK112の引渡しについては、Bの指定するBの倉庫までAが引き取りに行くことについても合意した。
2. MK112については、B側でたまたま在庫を切らしていたので、納品期日は平成25年4月1日とされた。程なくBは、新たにMK112を3台製作し、同年3月半ば頃に、Bの社長からAあてに、MK112が完成したこと、搬出・輸送のための梱包も終わったので、都合の良い時に、Bの所有する倉庫甲まで引き取りに来るようにとの連絡があった。Bは、連絡をおこなうまでに、3台のうち、1台については運搬に耐えるように梱包し倉庫甲に保管し、残る2台については保管用カバーを掛けて倉庫乙に搬入していた。
3. 連絡を受けて、Aの担当者は、倉庫甲に平成25年4月1日にMK112を引き取りに行くのとBに連絡した。ところが、同年3月末頃になって、Aと同業のモーター製造会社Cの従業員から、CでもMK112を使用しているが、MK112には設計上の不具合がありパンフレット等の説明よりもかなり高い割合で不良部品が発生するとの情報を得た。これを重く見たAは、同年3月29日になって、B側に、MK112の購入については、しばらく検討したい問題があるので、約定の期日までに引き取りに行くことはできない旨通告した。これに対して、B側は、いまさらそのようなことをいわれても困る、約定の期日に必ず引き取りに来てほしいと要請した。
4. 平成25年4月1日になって、BはAに再度連絡し、倉庫甲にMK112を引き取りに来るよう連絡したが、Aは、担当者は不在であると返答するのみで、その日のうちに引き取りに来ることはなかった。Bは、納品予定のMK112を倉庫甲にそのままの状態でも保管していたが、同年4月3日、倉庫甲に隣接する家屋からの火災の延焼によって、倉庫甲も全焼し、中に保管していたMK112も焼失した。

問(1) (配点: 40点)

設例の事実1～3を前提として、AがBとの間で締結したMK112の売買契約を解除するとすれば、そのような解除の根拠は何か説明しなさい。また、Aが解除することは可能であるか検討しなさい。

問(2) (配点: (ア) 20点, (イ) 40点)

設例の事実1～4を前提として次の(ア)及び(イ)に答えなさい。

(ア) 種類物売買において、債務者の行為によって種類債権の目的物が特定するためにはどのような要件が備わることが必要か、取立債務について簡単に論じなさい。

(イ) 本問のAは、平成25年4月3日の段階で、Bに残代金100万円の支払いに応ずる必要があるか検討しなさい。検討にあたっては、Aが受領遅滞に陥っているかどうか、その効果として本問との関係で何が生じているかについても論ずること。